

四日市市不育症治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第23号

四日市市不育症治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則
四日市市不育症治療に要する医療費の助成に関する規則（平成26年四日市市規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 不育症治療 不育症と診断された夫婦に対し、一般社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関及び<u>これと同等の能力を有すると市長が認める医療機関</u>（以下<u>これらを「医療機関」という。</u>）が実施する不育症治療及び当該治療に係る検査をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(助成金の交付申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 申請者は、<u>治療終了日の属する年度の翌々年度の末日までに第1項の申請をしなければならない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 不育症治療 不育症と診断された夫婦に対し、一般社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関（以下「医療機関」という。）が実施する不育症治療及び当該治療に係る検査をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(助成金の交付申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 申請者は、<u>治療期間ごとに治療期間の末日が属する年度の3月末日までに第1項の申請を行うものとする。</u></p>

(助成額)

第6条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額（当該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、治療終了日の属する年度当たり10万円を限度とする。

(1)及び(2) (略)

(助成額)

第6条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額（当該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、治療期間及び年度当たり10万円を限度とする。

(1)及び(2) (略)

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

不育症治療受診等証明書

下記のとおり、不育症治療を実施し、これに係る治療費を下記のとおり領収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

印

医療機関記入欄（主治医が記入してください）

受診者	ふりがな		生年	
	氏名		月日	年 月 日
今回の治療期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
不育症治療を必要とした理由				
検査、治療内容 (保険診療外)				
領収金額		今回の治療にかかった合計額（※保険診療外の自己負担額及び申請に係る証明書料）		
		領収金額 円		

※ 領収金額：治療期間（治療開始日から出産(流産、死産等を含む)に伴い治療が終了するまで）における検査費及び治療費です。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市不育症治療に要する医療費の助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う不育症治療に対する医療費の助成から適用し、同日前に行う不育症治療に対する医療費の助成については、なお従前の例による。

(こども未来部こども保健福祉課)